

令和4年度

国の予算編成に対する要請書

令和3年6月

川崎 市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した本市は、令和2年国勢調査で人口が約154万人（川崎市独自集計速報値）となり、前回調査からの5年間で6万人以上増加するとともに、人口密度もさらに高くなっております。また、市内には研究開発機関が数多く立地し、その数が約400に及ぶなど、成長力の高い都市となっています。

本市は、令和元年7月に「SDGs未来都市」に選定されました。こうした中、気候変動の問題を喫緊の課題ととらえ、環境先進都市として、SDGsのゴールやそのターゲットの考え方を取り入れながら、「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定し、市民・事業者と協働で脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。

こうした川崎をさらに、一歩先へ、もっと先へ進めるため、「川崎市総合計画」の第2期実施計画に基づき、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を一層推進しており、さらに来年度から4年間を期間とする「第3期実施計画」の策定を進めています。

新型コロナウイルス感染症対応では、社会・経済全体への大きな影響が生じており、特に本市のような人口が集中する大都市では、市民の安全・安心な暮らしを守るために、迅速かつ適切な対応が必要となっています。現在行っている対策を踏まえましても、市民ニーズへのきめ細かな対応のためには、効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要であり、国と地方の役割分担を明確にした上で、特別自治市制度の創設や税源移譲を進めることが不可欠です。

また、デジタル社会の実現に向けた自治体DX推進計画の取組にあたっては、地方自治体の実情を踏まえた対応が必要です。

真の分権型社会の実現に向けて、国の制度改善を要請する事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心として、本市の要請事項を取りまとめましたので、令和4年度国家予算編成において、特段の御配慮をお願いいたします。

令和3年6月

川崎市長

福田 紀彦

目 次

重 点 要 請 項 目

○ 大 都 市 の 役 割 に ふ さ わ し い 税 財 源 の 充 実

地方税財源の充実確保について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
特別自治市制度の創設について【新規要請項目】・・・・・・・・	4
財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び 嵩上げ制限の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
ふるさと納税に係る財政措置等について・・・・・・・・・・	8

○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

システム標準化・共通化について【新規要請項目】・・・・・・・・	1 0
安全・安心で良好な教育環境の充実について・・・・・・・・	1 2
G I G Aスクール構想の実現について・・・・・・・・・・	1 4
待機児童の継続的な解消と保育の質の確保に向けた支援について・・・・・・・・	1 6
児童虐待対策及び女性保護事業に係る体制等の強化について・・・・・・・・	1 8
政策医療の維持にかかる支援の強化について・・・・・・・・	2 0
多摩川における治水対策の推進について・・・・・・・・・・	2 2
羽田空港新飛行経路の運用に関する騒音・振動対策等の強化について・・・・・・・・	2 4

○ カ 強 い 産 業 都 市 づ く り

殿町キングスカイフロントの国際戦略拠点形成と イノベーション・エコシステムの構築について・・・・・・・・	2 6
脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について・・・・・・・・	2 8
水素社会の実現に向けた取組の推進について・・・・・・・・	3 0

要 請 項 目

○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

石油コンビナート地域の強靱化について・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
外国人材の受入れ・共生のための施策の充実について・・・・・・・・	3 6
教職員定数の改善等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8
セーフティネットの更なる充実等について・・・・・・・・・・・・・・	4 0
予防接種事業の抜本的改革について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
子どもの医療費助成の在り方の検討について・・・・・・・・・・・・・	4 4
水道管路更新・耐震化の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について・・・・・・・・	4 8
高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について・・・・・・・・	5 0
五反田川放水路整備事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
全国都市緑化フェアの開催とその先を見据えた公園等整備事業について・・・	5 4
緑地保全事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 6
等々力緑地再編整備の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 8
下水道整備事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 0
プラスチック資源循環に向けた取組について【新規要請項目】・・・・・・・・	6 2
廃棄物処理施設整備事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 4

○ カ 強 い 産 業 都 市 づ く り

鉄道ネットワークの機能強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 6
拠点地区等の整備推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 8
道路施設等の計画的な老朽化対策、防災・減災対策の推進について・・・・・・・・	7 0
我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域である 川崎臨海部の交通ネットワーク基盤の整備・充実について・・・・・・・・	7 2
広域幹線道路網の整備推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 4
首都高速道路等の料金施策に係る措置について・・・・・・・・・・・・・・	7 6
幹線道路の整備推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 8
京浜急行大師線連続立体交差事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 0
J R 南武線連続立体交差事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 2
川崎港の機能強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 4

※【新規要請項目】とは、今年度要請にて新規に項目立てをしたもの

重 点 要 請 項 目

地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

- 1 現行 6 : 4 となっている国と地方の「税の配分」をまずは 5 : 5 とし、さらに地方税の配分割合を高めることにより、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすること。
- 2 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。
- 3 国庫補助負担金は、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。また、まち・ひと・しごと創生に係る地方創生推進交付金等は、地方が自主性・独自性を発揮して活用できるよう、より自由度が高い制度とすること。

■ 要請の背景

- 真の分権型社会の実現には、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは 5 : 5 とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分とする必要があります。
- 本市をはじめとする指定都市は、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えています。しかし、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっていることから、特に地方消費税（社会保障財源化分以外）と法人住民税の配分割合を拡充する必要があります。
- 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきです。それが実現するまでの間は、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等を図るべきです。
- 地方版総合戦略を推進するために地域再生計画を策定し取り組む事業が交付金の対象となるよう必要額を確保し、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきです。

■ 国・地方間の税源配分の是正

国・地方における税の配分状況（令和3年度）

《現 状》

国 6 : 地方 4

税の配分

地 方 税

38兆3,448億円
38.6%

国 税

61兆667億円
61.4%

税の実質配分

地 方

72兆2,276億円
72.7%

地方交付税 17兆6,547億円
地方譲与税 1兆8,462億円
国庫支出金 14兆9,544億円
国直轄事業負担金 △5,725億円

国

27兆1,839億円
27.3%

総額 99兆4,115億円

税源移譲

真の分権型社会の実現

《まずは》

国 5 : 地方 5

税の配分

地 方 税

5

国 税

5

税の実質配分

地 方

国

税さらな
移譲る

《さらに》

国と地方の新たな役割分担
に応じた「税の配分」

税の配分

地 方 税

国 税

役割分担

地 方 の
役 割

国 の 役 割

消費税、所得税、法人税等の複数の基幹税の税源移譲により
税配分をまずは「5:5」とすることが必要

■ 都市的財政需要及び都市税源の配分の状況

都市的財政需要
市民1人あたり比較（平成30年度）

（単位：千円）

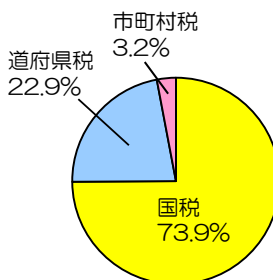
	全国	指定都市
土木費	45.6	<u>63.0</u>
民生費	133.1	<u>186.8</u>

大都市は都市的財政需要が大きい

注 全国の数値は、指定都市及び特別区を除いている。

消費・流通課税の配分割合

（令和3年度）

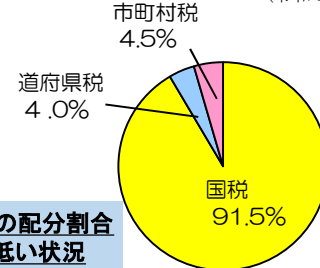


都市税源の配分割合
が極めて低い状況

注1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
注2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

法人所得課税の
配分割合（実効税率）

（令和3年4月1日時点）



注1 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。
注2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。

大都市特有の需要に対応するために
都市税源の拡充が必要

■ 国庫補助負担金の改革

「国庫補助負担金の改革」のイメージ

国庫補助
負 担 金

地方が
担うべき分野

国が
担うべき分野

税 源 移 譲

必要な経費全額を
国が負担

移譲されるまでの間は
総額確保が必要

国と地方の役割分担を見直し、
地方が担うべき分野は税源移譲することが必要

この要請文の担当課／総務企画局都市政策部企画調整課 TEL 044-200-2164
財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183
財政局税務部税制課 TEL 044-200-2192

特別自治市制度の創設について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

- 1 市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に行うことを基本とする「特別自治市」制度を創設すること。
- 2 特別自治市制度が創設されるまでの間、大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応し、効率的・効果的な行政運営を推進するため、道府県から指定都市への税財源及び権限の移譲を行うこと。

■ 要請の背景

- 現行の指定都市制度は、昭和31（1956）年の創設から60年以上が経過しており、この間、分権改革の進展に伴い、指定都市には多くの権限が移譲され、住民に身近な行政サービスのほとんどを担うようになっていきます。しかし、広域自治体と基礎自治体という二層制の地方自治構造は変わっていません。
- さらに、指定都市には、事務配分の特例により、多くの道府県の事務・権限が移譲されているにも関わらず、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であるため、必要な財源について税制上の措置が不十分となっています。
- 今後見込まれる人口の減少、少子高齢化の進展等、様々な課題を解決していかなければならない中、地方が自ら決定し、実現するために必要な事務・権限、財源等を有した上で、実態に近づける形で、迅速かつ柔軟に一元的・総合的な財政運営を行えるよう特別自治市制度の創設が必要です。
- ただし、特別自治市制度の立法化までに一定の期間を要することが想定されることから、税財源の移譲などの財源確保を前提に、道府県から指定都市へ権限を移譲することが必要です。

■ 効果等

- 住民サービスの利便性向上、地域の実情を踏まえた課題解決
- 財政の自立、行政全体の経費節減

■ 広域自治体と基礎自治体の二層制の弊害

指定都市制度創設から60年以上が経過し、多くの権限が移譲されてきたが、この間二層制の地方自治構造は変わっていない

＜指定都市と道府県との間で事務・権限を分ける二層制の弊害＞

- 二重行政の発生
- 道府県が介在することで調整に時間を要する

効率的・効果的な行政運営ができない！

・二重行政の類型

重複型

広域自治体と基礎自治体が
・同一の公共施設を整備
・同一の施策を実施

分担型

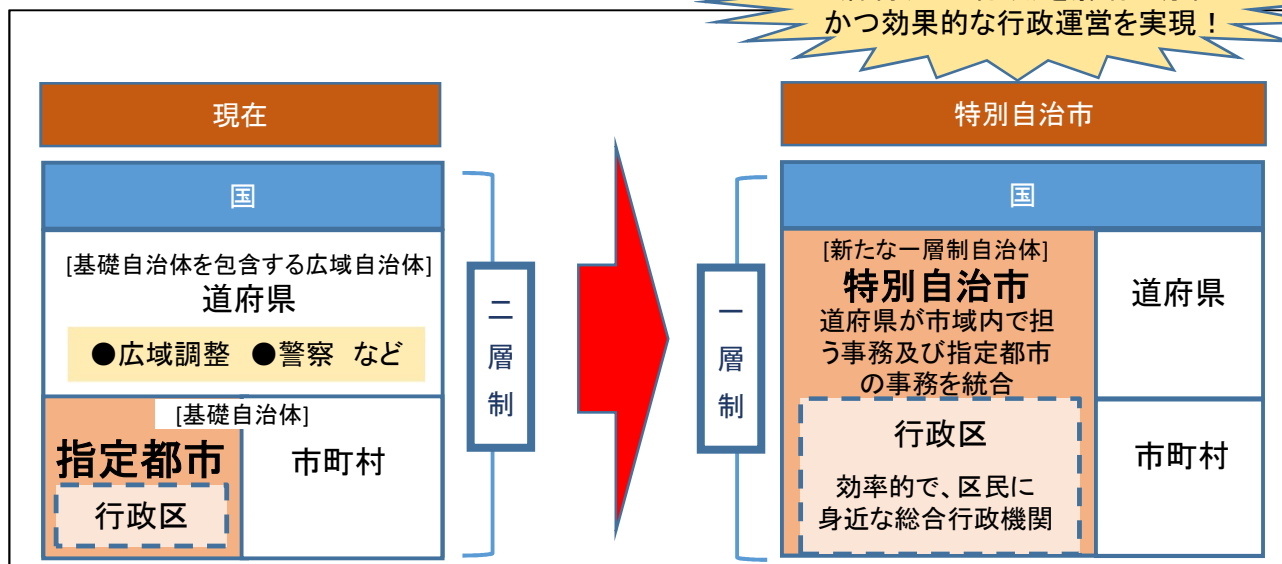
同一又は類似の行政分野で
広域自治体と基礎自治体に
事務・権限が分断

関与型

基礎自治体の事務処理に
広域自治体の関与等が
存在

■ 特別自治市の姿

二層制（二重行政）を解消し効率的かつ効果的な行政運営を実現！



■ 大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額（令和3年度予算に基づく概算）

県に代わって負担している
大都市特例事務に係る経費
（特例経費一般財源等所要額）

240億円

地方自治法に基づくもの
個別法に基づくもの
（例：土木出張所）

左の経費に対する税制上の措置

195億円

45億円
（税制上の措置済額）

税制上の
措置不足額

注 県費教職員の給与負担に係る経費を除く。

これに加え、県から指定都市への新たな事務移譲・権限移譲に伴う所要額について税制上の措置が必要！！

この要請文の担当課／総務企画局広域行政・地方分権担当 TEL 044-200-0386
財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183
財政局税務部税制課 TEL 044-200-2192

財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び 嵩上げ制限の廃止について

【総務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】

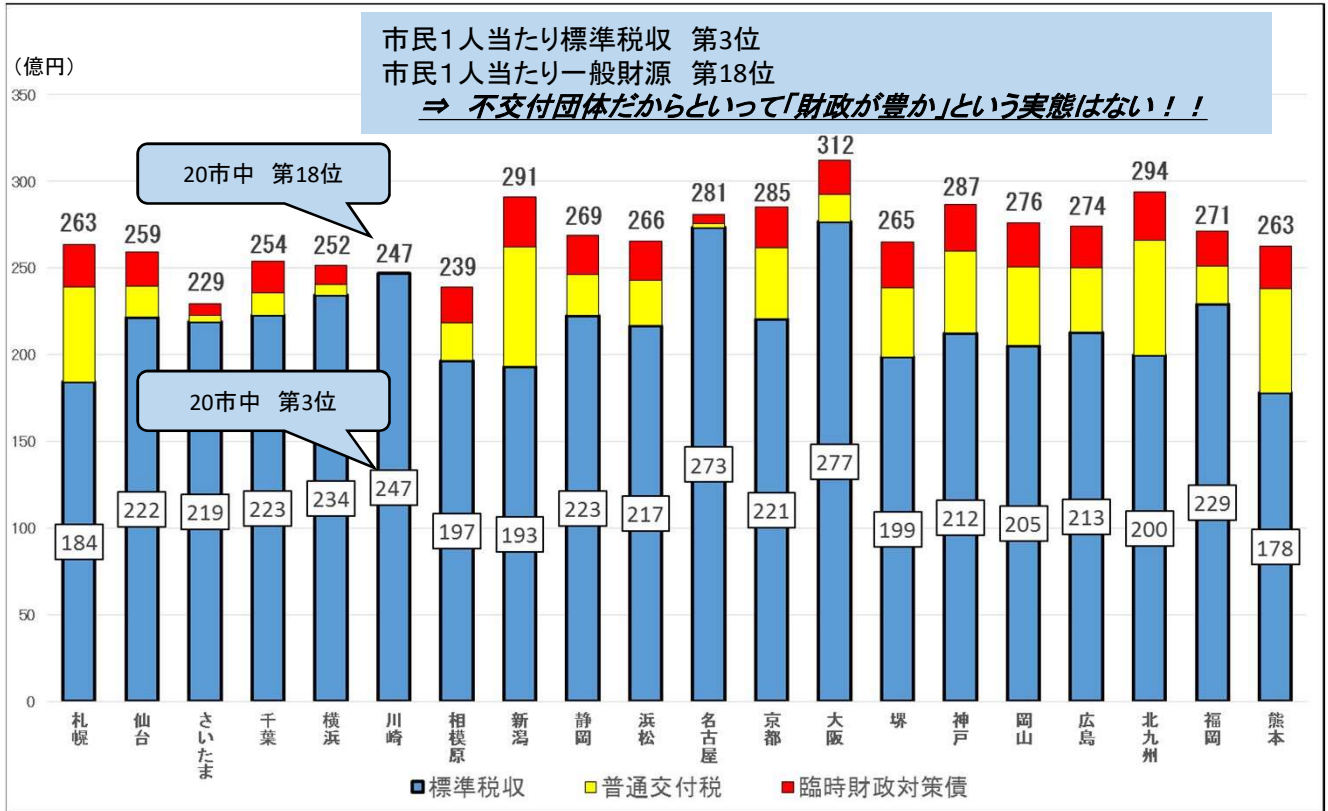
■ 要請事項

財政力指数に基づく国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限は行わないこと。

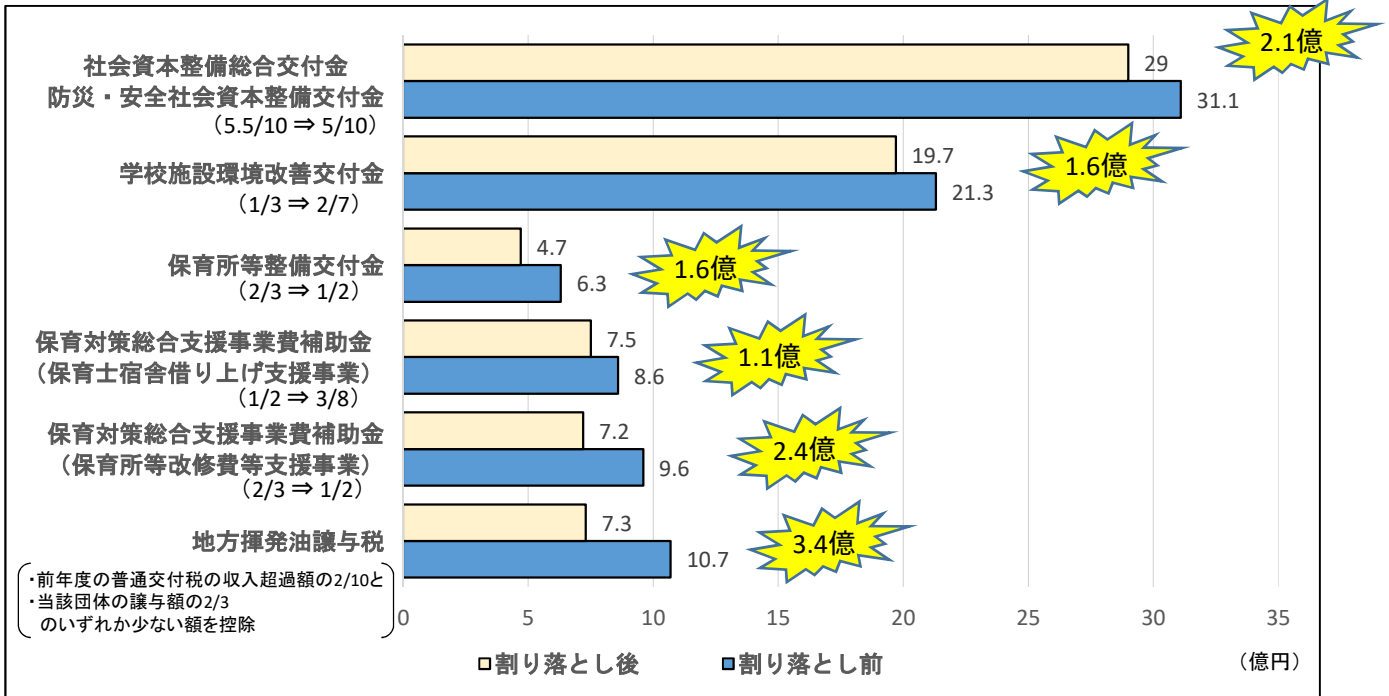
■ 要請の背景

- 地方交付税は、補助金や交付金のような政策誘導手段として用いるものではなく、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方固有の財源です。
- 本市は令和2年国勢調査で人口が約154万人（川崎市独自集計速報値）となり、現在も伸び続けている日本有数の「元気な都市」であり、指定都市唯一の普通交付税不交付団体として「財政が豊か」というイメージを持たれています。
- 一方、指定都市を市民1人当たりの標準税収で比較すると、本市は第3位ですが、普通交付税及び臨時財政対策債を加えた市民1人当たり一般財源で比較すると、第18位となり、「不交付団体＝財政的に豊か」という関係は成り立ちません。
- 本市の財政力指数は、普通交付税の交付・不交付のボーダーライン上であり、また、本市は不可避免的に増加する社会保障関係費に加え、少子高齢化対策、地域経済の活性化、防災・減災対策、感染症等の緊急時に備えた平時からの医療体制の確保など、大都市特有の財政需要を抱え、収支不足に伴い減債基金からの借入れを行っている状況であり、「財政が豊か」という実態はありません。
- 現在、各省庁独自で財政力指数に基づいて国庫支出金の割り落とし等が行われていますが、地方交付税による地方団体相互間の調整に加えた「二重の調整」であることから、財政力指数に基づく不合理な国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限を見直す必要があります。

■ 1人当たり標準税収及び一般財源の比較(令和元年度決算)



■ 国庫支出金等の割り落とし等による主な減収見込額(令和3年度予算)



地方交付税での財源調整との二重の調整となる財政力指数に基づく不合理な国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限は行わないこと

ふるさと納税に係る財政措置等について

【総務省】

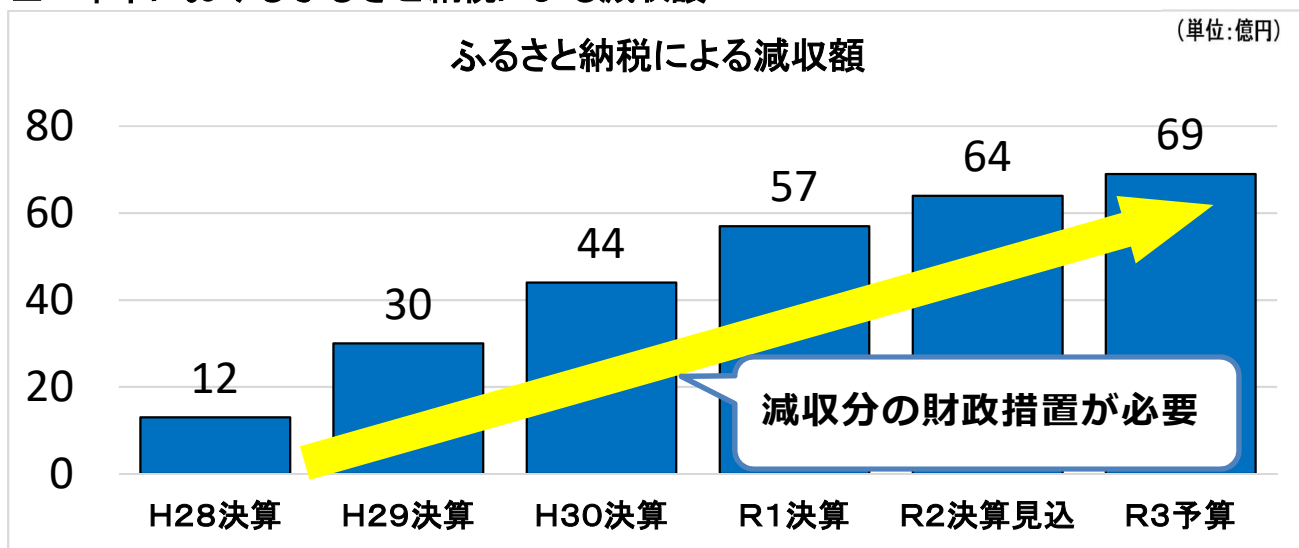
■ 要請事項

- 1 「ふるさと納税制度」において、返礼品を目的とした寄附の増加により本市の減収額が年々大幅に増加しており、行政サービスへの影響がより深刻なため、当該減収分について財政措置を講ずること。
- 2 特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを行うこと。
- 3 「ワンストップ特例制度」を適用する場合には、所得税から控除する制度とすること。

■ 要請の背景

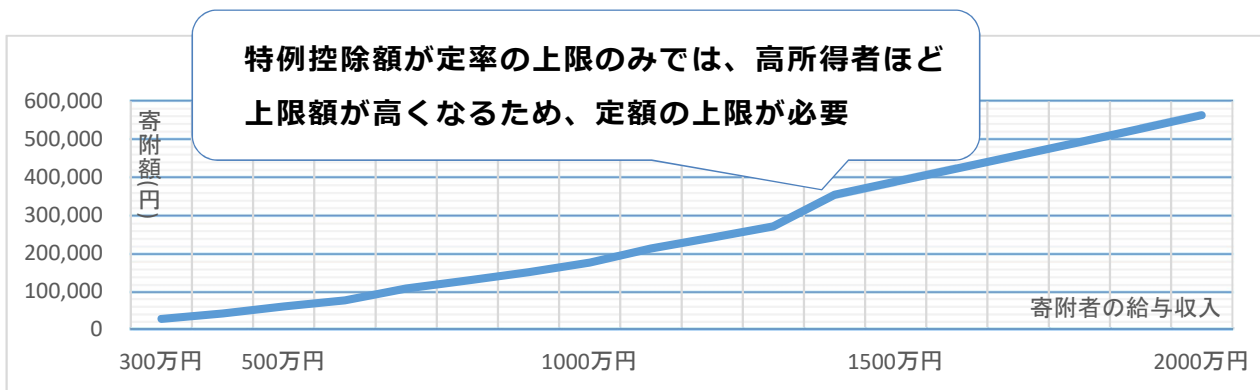
- ふるさと納税制度の理念は、納税者が寄附先を選択することを通じて、「税の使い方考えるきっかけ」となり、また「生まれ故郷や応援したい地域の力になれる」、「自治体が取組をアピールし、競争が進む」こととされています。
- この制度は、自治体への寄附額が所得税及び個人住民税から控除される制度として、平成20年度に創設され、その後、平成27年度には、特例控除額の上限が所得割の10%から20%へ引き上げられるとともに、「ワンストップ特例制度」が導入されましたが、自治体間の過大な返礼品競争と、理念を逸脱した返礼品を目的とする寄附が大幅に増加しました。
- 一方、本市のような都市部では、個人住民税の減収影響額が大きくなっており、本市の影響額は令和3年度には69億円に上ると見込まれ、行政サービスの提供に対する深刻な影響が危惧されることから、当該減収分について財政措置が必要です。
- 令和元年度には、「返礼品の額は寄附額の3割以下」とされましたが、特例控除額の上限が高所得者ほど高くなり、返礼品と組み合わせることで結果として節税効果が生ずるなどの課題が依然として残されているため、特例控除額に定額の上限を設けるなど、自治体財政に与える影響を抑制する見直しが必要です。
- 「ワンストップ特例制度」を適用する場合には、所得税控除相当額を、個人住民税からではなく、全額所得税から控除する制度とする等の見直しが必要です。

■ 本市におけるふるさと納税による減収額



■ 特例控除額の上限の目安

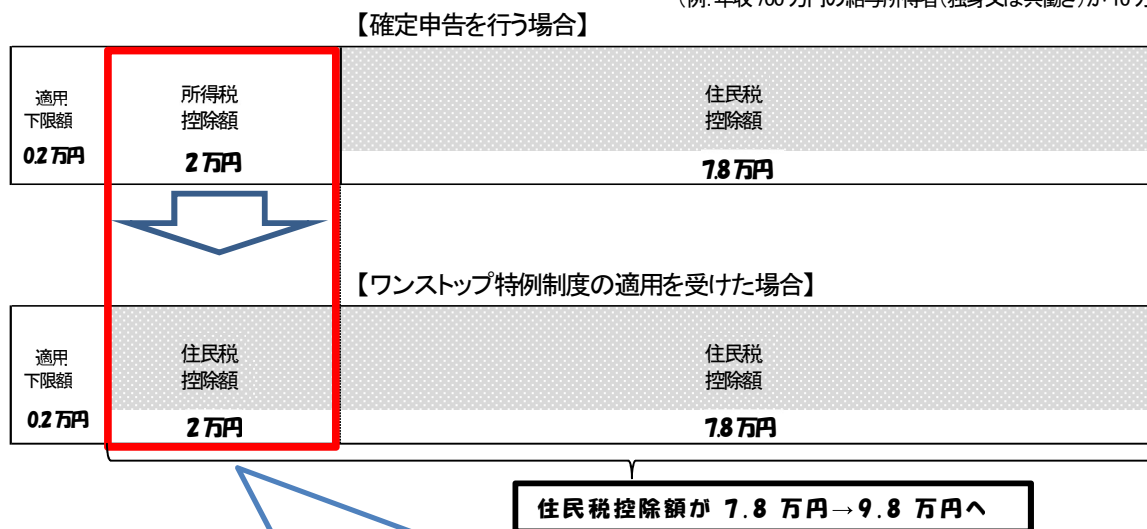
例：独身又は共働きの場合



■ ワンストップ特例制度による影響

◆ 確定申告時とワンストップ特例制度適用時との比較

(例: 年収 700 万円の給与所得者(独身又は共働き)が 10 万円のふるさと納税をした場合)



ワンストップ特例制度の適用を受けた場合、自治体の負担となる

➡ 所得税から控除することが必要

システム標準化・共通化について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

- 1 システム標準化に伴う業務再構築や執行体制の見直し等に検討期間を要することから、自治体へ早期の情報提供を行うとともに、標準仕様作成等のスケジュールを遵守すること。
- 2 都市の態様により業務環境が異なること等を踏まえ、大都市の業務実態や課題を考慮した標準仕様とすること。また、標準仕様の検討にあたっては、指定都市の意見を十分に聴取した上で行うこと。
- 3 標準準拠システムへの移行が令和7年度を超える場合も柔軟に対応すること。
- 4 標準準拠システムへの移行経費はもとより、関連システムの改修経費や現行システムの中途解約に伴う違約金等を含め、国の責任において全額負担すること。

■ 要請の背景

- システム標準化・共通化に向けたスケジュール策定や作業着手を行うためには、国が早期に制度を確定し、速やかに情報提供を行う必要があります。
- 大都市の実情や地域特性を踏まえた標準仕様を作成すること及び、標準仕様に反映されない仕様を独自で構築することを認めることなど、デジタル・ガバメント実行計画等の趣旨に反しない範囲で柔軟な対応を行うことが必要です。
- 標準化対象業務は市民への影響が大きいため、円滑な移行手法等を確立し、自治体に提示する必要があります。また、移行期限である令和7年度末に作業負荷やリスクが集中する可能性があります。
- 国は移行経費を全額国費により補助するとしていますが、連携するシステムの改修や、業務フローの見直し等に係る経費、現行システムの中途解約に伴う違約金など、システム移行以外の経費が広範に発生することが見込まれます。
- また、本市の市税システムは令和5年1月の稼働に向け構築中であること等も踏まえ、移行期間の柔軟な対応や国による十分な財政負担が必要です。

■ 本市における情報システムの状況と想定される移行時期

<本市のシステムの状況>

本市では標準準拠システムの対象となる「**基幹17業務**」を**11システムに分けて管理**している

<移行スケジュール想定について>

国の標準仕様書の公開時期から、**ベンダーによるパッケージシステムの構築、本市でのデータ移行・テスト等の適用作業**をすると、標準準拠システムへの移行は**令和7年度末頃に集中**



短期間に移行作業が集中し、**作業負荷及びシステム移行のリスクが極大化**

- ✓ 早期の情報提供
- ✓ 大都市の実態を踏まえた標準仕様の作成
- ✓ 移行期限の柔軟な対応
- ✓ 十分な財政支援

が不可欠！！

<本市の情報システムのライフサイクル>

	本市のシステム名称	対応する基幹17業務	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
1	区役所事務サービスシステム	住民基本台帳	△	☆	★				
2	選挙システム	選挙人名簿管理	△		☆	★			
3	市税システム	固定、市民、法人市民、軽自税	△		☆			★	
4	国保ハイアップシステム	国民健康保険							
5	国民年金システム	国民年金	△		☆	★			
6	福祉総合(1次)システム	介護保険、生活保護		△	☆		★		
7	福祉総合(2次)システム	障害者福祉、児童手当 児童扶養手当		△	☆		★		
8	福祉総合(3次)システム	子ども・子育て支援		△	☆		★		
9	後期高齢者医療システム	後期高齢者医療		△	☆		★		
10	保健所総合システム	健康管理		△	☆	★			
11	就学事務システム	就学	△		☆	★			

大半のシステムのライフサイクルが標準化の時期と合わない状況

△ 現行システムのライフサイクル
△ 次期システムのライフサイクル

△ 標準仕様の策定時期（複数の業務が同居するシステムは遅い方）
☆ ベンダーが標準システムを発売できる時期（想定）
★ 適用作業を加味して本市で稼働を開始できる時期（想定）

<市税システムの状況>

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
調達準備														
調達														
要件定義														
設計・開発・テスト														
運用テスト（ユーザテスト）														
新システム稼働														
移行データ抽出														
分析														
設計・開発														
データ検証														
移行														
★契約														
★稼働開始														
★機器更新														

特に、本市の市税システムは**令和5年1月の稼働に向け構築中**

※ **運用保守**を含めた**令和14年度までの契約**を締結済み

安全・安心で良好な教育環境の充実について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 実勢価格を踏まえ、計画事業量に見合う財政措置を当初予算により講ずること。
- 2 空調設備の整備について、既存設備の更新分も含め十分な財政措置を講ずること。また、対象となる整備手法を拡充すること。
- 3 負担金の補助資格の算定について、制度の拡充を図ること。
- 4 少人数学級の実施に伴い、負担金等の制度の拡充を図ること。

■ 要請の背景

- 令和3年度事業はすべて採択されたものの、依然実際の工事費と補助単価に乖離があり、大きな負担となっています。また、補正予算等による措置のため、新型コロナウイルス感染症の拡大による工期見直しにより、年度内の工事完了が困難となった場合、事故繰越の承認が得られず、市負担が増加するリスクがあります。
- 普通教室の空調設備は、その大部分を平成20、21年度に整備しており老朽化が著しく、子どもたちの学習環境を守るためには、大規模な一斉更新に優先的に取り組む必要があります。また、リース方式など、制度的に補助を活用できない整備手法があります。
- 本市は、首都圏の中心に位置しており立地優位性や交通利便性等が高いため、特に子育て世代の転入が多く、局地的な児童数急増への対応として、小学校新設を予定しています。開校後、一定期間は児童数が増加を続ける見込みであるものの、こうした実態に制度がそぐわず、所要の負担金を活用できない状況があります。
- 児童生徒数が増加傾向にある本市では、保有教室に余裕のある学校は数少なく、今般の義務標準法の改正に伴い、多くの学校で教室の転用や増築が必要となる見込です。少人数学級への対応は計画外の事業であるため、整備費用については国による十分な予算装置が必要となります。また、短期間での整備にはリース方式も有効な整備手法ですが、現在の制度では、補助を活用できないこととなっています。

■ 年度別の計画事業量と採択状況

(単位：百万円)

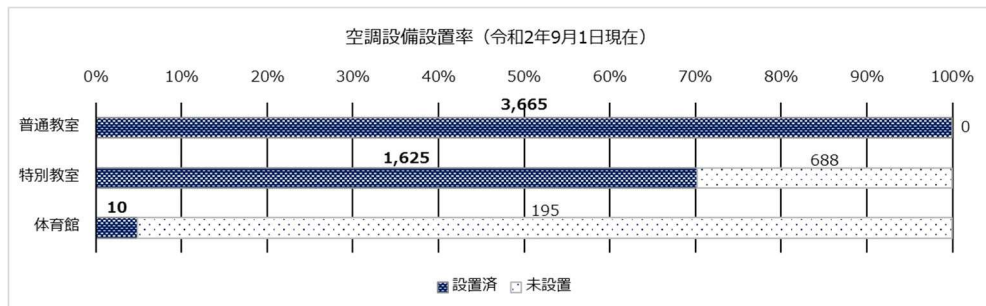
年度	計画事業費	交付決定額	(予算区分)		採択率	補正率
			当該年度 当初予算	前年度 補正予算等		
	A	B	C	D	B/A	D/B
H30	2,722	1,848	425	1,423	67.9%	77.0%
R1	3,536	3,193	190	3,003	90.3%	94.0%
R2	2,405	2,405	0	2,405	100.0%	100.0%
R3	1,914	2,509	0	2,509	131.1%	100.0%

※補正率：交付決定額のうち、補正予算などの前年度予算により措置された割合

前年度予算による措置は、年度内に工事完了が困難な場合、補助を活用できないリスクがある。

→ 柔軟な工期設定を可能とするためには、当初予算による措置が必要です。

■ 空調設備の設置状況



普通教室の設置率は100%だが、著しい老朽化に伴う、大規模な更新の実施が喫緊の課題

→ 既設の空調設備の更新が確実に実施できるよう、事業量に応じた予算措置が必要です。

■ 負担金の制度拡充

● 新川崎地区新設小学校の児童数及び学級数(推計値)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
児童数	700	891	1,013	1,110	1,185	1,210	1,202
学級数	23	28	32	35	37	37	37

※ R7 年度開校

負担金の算出基準
となる年度

児童数の増加は続くが、
負担金の算定対象外

新設校は、児童数が一定期間増加する見込みだが、負担金を最大限活用できない制度上の課題がある。

→ 地域の実情に合わせ、必要な教室数の整備が可能となるよう、負担金制度の拡充が必要です。

■ 少人数学級への対応

35人学級への対応に伴う影響(試算)

学級増となる 学 校 数	32 校
増 加 す る 学 級 数	60 学級
必 要 と な る 負 担 金	約 22.2 億円

児童数は高止まりしており、余裕教室がある学校は少ないため、多数の学校で、増築等の対応が必要となる見込みである。

→ 法改正に伴う整備費用は事業計画に見込んでいないため、所要額についてはすべて国による費用負担とすることが必要です。

G I G Aスクール構想の実現について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 児童生徒1人1台端末環境の維持のため、端末の更新費用、追加アプリの導入費用、教職員用端末の購入・保守管理費用及び児童生徒数の増加に伴う端末の追加購入整備費用等についても国庫補助の対象とするとともに、補助単価の引き上げを行うこと。併せて、G I G Aスクールサポーター事業を次年度以降も継続するなど、人材面でも継続的かつ十分な財政措置を講じること。
- 2 通信ネットワークの維持のため、高速インターネット回線接続費用及びネットワーク機器の維持管理に係る経費について補助対象とすること。また、児童生徒数の増加や少人数学級に伴う学級数の増加等により、無線アクセスポイントの追加工事が必要となるため、国庫補助事業の事業実施期間を延長すること。
- 3 本構想は、新たに全国一律に実施する施策であることから、地方交付税措置による対応ではなく、国の責任において、学習者用デジタル教科書等も含め、今後発生する全ての経費について全額国庫負担とすること。

■ 要請の背景

- 令和元年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、「全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す」とともに、「事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる」ことが示されたところです。
- 本市では、様々な機会をとらえ、これまでも国に対して、Society5.0を見据え、子どもたちの新たな価値を創造する力の育成や、教育現場におけるICT環境の充実等に必要な財政措置を要請しており、本構想に基づく取組についても、未来を担う「人づくり」である教育活動に大きく影響を与えるものであり、大変重要であると強く認識しています。一方、将来にわたる費用負担も含め、各地方自治体の財政に与える影響はたいへん大きいものとなっております。

■ 児童生徒 1 人 1 台端末環境の継続に係る経費

国の G I G A スクール構想を実現し、1 人 1 台端末環境を整備していく上で、児童生徒数 3 人に 2 台分 45,000 円の補助だけでは、自治体の負担が大きく、必要台数すべてに係る費用全額について継続的かつ十分な財政措置を講じることが必要です。

【令和 2 年度端末整備（約 11 万 7 千台）の経費】

単位：千円



補助対象外としての本市の負担額は 約 59 億円

更新時に補助が得られない場合、約 90 億円の負担額となり、事業継続が困難

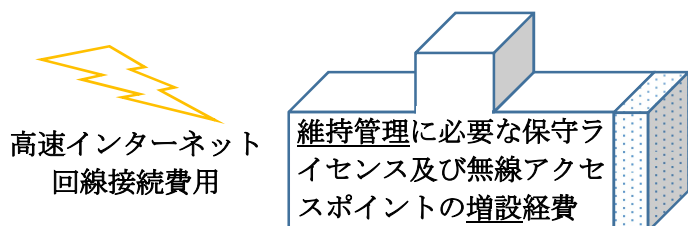
端末更新時には必要台数全てを補助対象とし、補助単価の引き上げが不可欠

【1 人 1 台環境を維持するための台数整備の試算】

令和 2 年度整備台数	→	今後の児童生徒数増による必要台数	増加分（不足分）
約 117,000 台		約 118,300 台	約 1,300 台

本市においては児童生徒数が増加傾向にあることから、地域の実情に応じて、増加分についても令和 4 年度以降の補助対象とすること

■ 通信ネットワークの維持に係る経費



市立学校全体で年間約 2 億円のランニングコストが継続的に必要

今後、学級数の増加によるアクセスポイント増設のため補助事業期間の延長が必要

■ 令和時代のスタンダードな学校として

本構想については、「誰ひとり取り残すことのない、個別最適化された学びの実現」に向け、令和時代のスタンダードな学校として欠かせないものと捉えています。

学習者用デジタル教科書及びデジタル教材等についても紙の教科書と同様に無償給与すること

義務教育段階において新たに全国一律に実施する施策であることから、国の責任で行われるべきであり、地方交付税措置等による対応ではなく、後年度負担も含めて全額国費負担で措置すること

待機児童の継続的な解消と保育の質の確保に向けた支援について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 保育所・認定こども園・地域型保育事業の新規整備や保育受入枠の拡大に必要な財政措置を継続的に講ずること。また、認可化を目指す認可外保育施設に対しても、更なる財政措置を講ずること。
- 2 幼児教育・保育の無償化については、対象施設等の事務の簡素化等の事務負担軽減に配慮すること。また、本制度の趣旨を踏まえ、3歳から5歳までの全ての子どもを対象とするという観点から、幼稚園類似施設に通う子どもへの支援を拡充すること。
- 3 保育士宿舎借り上げ支援事業について、安定的に保育士を確保するため、制度を縮小することなく継続すること。

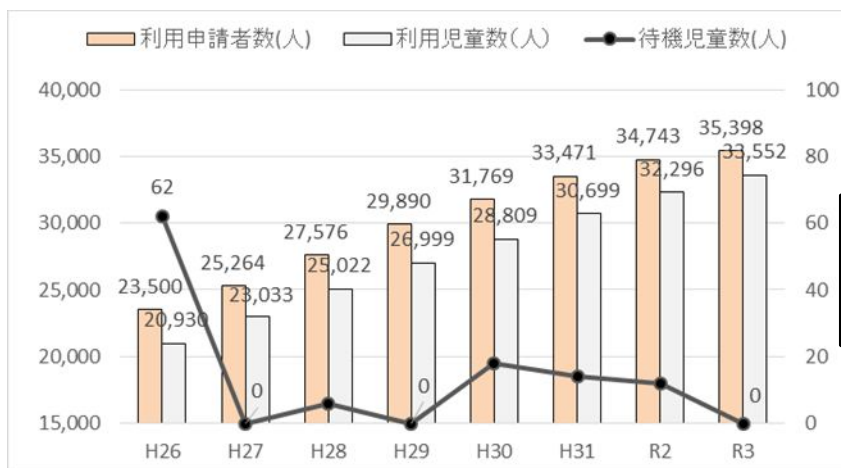
■ 要請の背景

- 子育てと社会参加の両立を目指す家庭の増加により、保育ニーズの増加傾向が見込まれることから、引き続き施設整備や保育受入枠の拡大を進める必要があります。
- 認可外保育施設が認可化するにあたり課題となっている、認可保育所等との給与格差を解消するため、認可外保育施設の保育従事者に対する処遇改善が必要です。
- 幼児教育・保育の無償化については、施設型給付の対象となっていない幼稚園や認可外保育施設等に生じている新たな事務負担の軽減を講じる必要があります。また、本制度の対象とならない幼稚園類似施設において保育の必要性がない子どもは、令和3年度から地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業において支援の対象となりますが、対象施設の基準により全ての3歳から5歳までの子どもが対象となるものではないため、対象施設の基準の見直しや対象となる子どもの範囲の拡充が必要です。
- 本市では、市内認可保育所の約90%が保育士宿舎借り上げ支援事業を利用しており、保育士確保の状況に大きく影響することから、制度の内容を維持（補助対象期間：採用後10年以内、補助基準額82,000円）することが必要です。

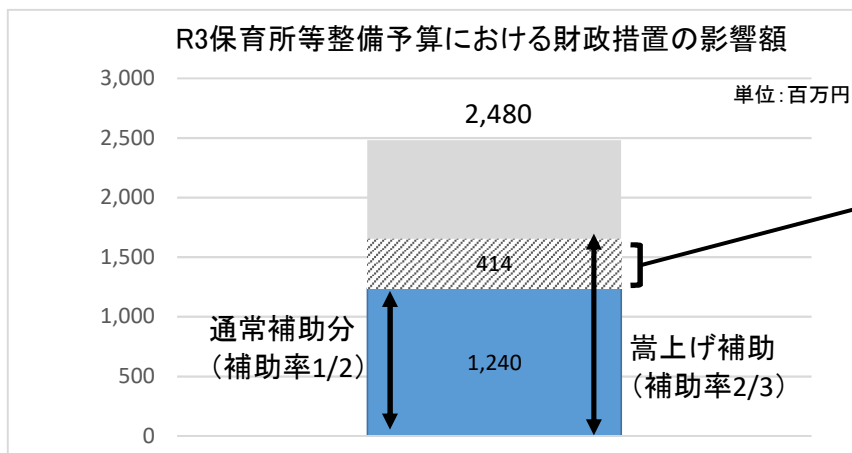
本市の現状

- ・本市では、今後も保育所利用申込の増加が見込まれており、継続して保育所整備に係る取組を進めていく必要がある。
- ・認可保育所の整備については、国の補助金を活用しており、令和2年度まで、整備費補助の嵩上げ(補助率1/2⇒2/3)により、補助金が増額されている。
- ・整備費補助の嵩上げには、財政力指数、及び待機児童数や保育拡大量などによる交付基準があり、保育受入枠の拡大に向けた取組を継続して実施することが困難となっている。

本市の保育所等利用申請者数・待機児童数等の推移(各年4月1日時点)



令和3年4月には、利用申請者数・利用児童数ともに、過去最大を記録。



令和3年度予算では、補助金の嵩上げが得られず、約4.14億円の財政負担が発生。

- ・保育所等の新規整備や保育受入枠の拡大に必要な財政措置を継続すること。
- ・特に整備費補助の嵩上げ(R3年度予算ベースで約4.1億円)については、継続的な待機児童解消に繋がるよう、待機児童数や保育所の整備数によらず、適用すること。

この要請文の担当課／	1	こども未来局子育て推進部保育所整備課	TEL 044-200-3728
		こども未来局保育事業部保育第2課	TEL 044-200-3948
	2	こども未来局子育て推進部幼児教育担当	TEL 044-200-3794
	3	こども未来局保育事業部保育第1課	TEL 044-200-2686

児童虐待対策及び女性保護事業に係る体制等の強化について

【厚生労働省】

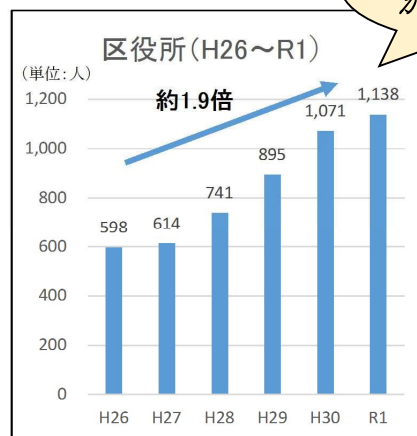
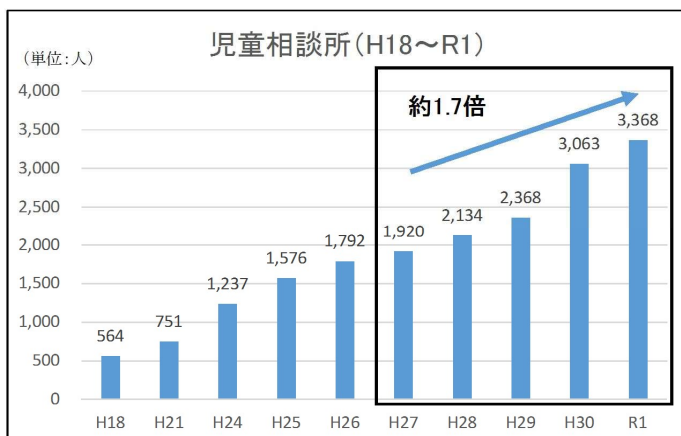
■ 要請事項

- 1 児童相談所及び区役所への専門職員の配置に向けて実効性のある人材確保・育成対策及び財政措置を講ずること。
- 2 児童相談所の体制強化による児童相談所等の施設整備に対する財政措置を講ずること。
- 3 児童虐待と関連の深い配偶者間の暴力等について、被害者への支援が適切に図られるよう財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 国において平成30年12月に児童相談所や市町村の体制と専門性の強化について「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」が策定されました。児童虐待対応件数の増加に伴い、児童福祉司及び児童心理司の大幅な増員が必要となっていますが、都市部における人材確保は非常に困難な状況であり、国の責任において実効性のある人材確保・育成対策及び財政支援措置を講ずることが必要です。
- 児童虐待対応件数の増加に伴い、保護施設の定員が不足していることから、本市では令和2年度から児童相談所一施設の改築に着手しています。現在の次世代育成支援対策施設整備交付金では、一時保護所のみが補助対象であり令和2年度予算において補助基礎単価が約2倍に増額されましたが、依然として補助基準額は不十分です。また、児童相談所の建替え等については、補助対象外であり、一般財源によることとなるため、施設整備に係る財政支援措置を講ずることが必要です。
- 児童虐待と配偶者間の暴力は、心身に重大な影響を与えるとともに著しく人権を侵害する行為であり、双方の事象には深い関係があります。コロナ禍でDVを含む女性相談の件数は増加していることから、様々な困難を抱える女性への相談支援や適切な保護を行うために国の責任において財政支援措置を講ずることが必要です。

■ 本市における児童虐待相談・通告件数の推移



相談・通告件数
が増加している

■ 新プランに示された体制強化を本市に適用した場合の増員見込

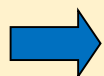
新プランで示された令和4年度までの体制強化を本市に適用した場合

児童福祉司 ⇒ 9名程度の増員(現在77人 → 約86人)

児童心理司 ⇒ 9名程度の増員(現在35人 → 約44人)

人材確保が課題!

児童福祉司及び児童心理司は大幅な増員が必要だが、都市部における人材確保は非常に困難

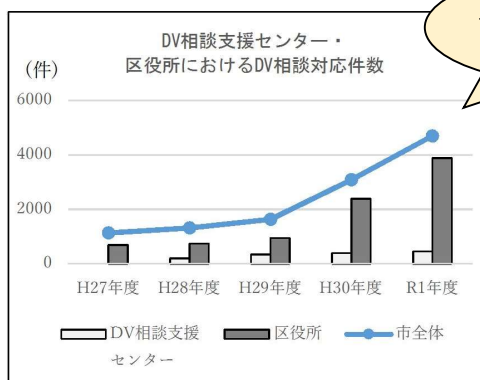


国の責任において

実効性のある人材確保・育成対策及び財政支援措置が必要

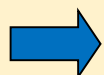
■ 本市における女性保護事業を取り巻く状況

	市全体	DV相談支援センター	区役所	男女共同参画センター	人権オンブズパーソン
H27年度	1135 (99.0%)	—	698 (98.0%)	407	30
H28年度	1317 (116.0%)	202	751 (107.6%)	339	25
H29年度	1635 (124.1%)	348 (172.3%)	952 (126.8%)	311	24
H30年度	3086 (188.7%)	403 (115.8%)	2388 (250.8%)	281	14
R1年度	4695 (152.1%)	464 (115.1%)	3885 (162.7%)	333	13
〈実人員〉		〈225〉	〈817〉		



女性保護相談件数
が増加している

県外も含めて広域的な取組が必要



国の責任において

民間シェルターの安定的運営に向けた財政支援の仕組みの構築が必要

政策医療の維持にかかる支援の強化について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 不採算医療である小児救急や周産期等の政策医療について、安定的かつ持続可能な医療提供体制を構築するため、診療報酬及び補助金を引き上げること。
- 2 新型コロナウイルス感染症をはじめ、今後の新興・再興感染症対応にかかる交付金等については、地域の実情に応じたより機動的な対応を行えるよう、指定都市に直接交付を行うとともに、対象事業について柔軟な活用を図ること。
- 3 地域医療構想の具現化に向けた公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証要請等については、今後の新興・再興感染症の拡大や頻発する大規模自然災害等への対応も見据えた慎重な議論を行うこと。

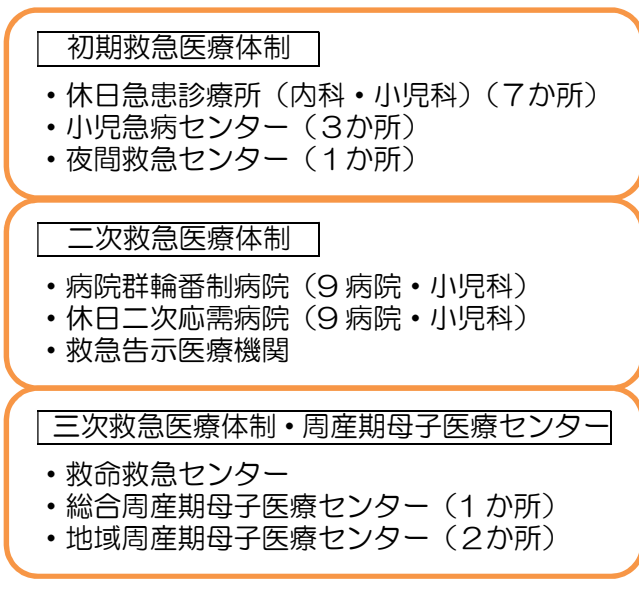
■ 要請の背景

- 小児救急や周産期医療等のいわゆる5事業や、新興・再興感染症に係る医療等については、国民の命と健康を守るため国が政策的に主導しているものですが、現状においては市町村の多大な財政負担によって支えられている状況です。
- 地域医療の確保において重要となる政策医療に対する国の支援拡充が不可欠です。
- 人口と医療資源が集中する都市部では、医療需要が非常に高く、地域の実情に応じた速やかな医療提供体制の構築が求められますが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については指定都市へ直接交付されず、対象事業も限定されており、支障を来しています。
- 今般の新型コロナウイルス感染症に係る医療提供において公立・公的医療機関が担う役割は極めて大きいことを踏まえ、具体的対応方針の再検証では、今後の新興・再興感染症の拡大や頻発する大規模自然災害等への対応を見据えた検討が必要です。

■ 主な費用

令和3年度予算	総事業費	財 源 (単位：千円)
小児救急医療関係事業	408,492	国庫補助金 16,313 、一般財源 369,187 他
周産期救急医療事業	145,441	一般財源 145,441
新型コロナ感染症対策事業費（医療施設分）	658,470	一般財源 658,470

■ 川崎市の政策的医療の例（小児救急・周産期等の医療体制）



課題

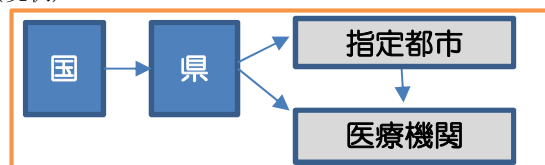
- ・小児医療・周産期医療等の不採算
- ・小児科医師、産科医師の不足
- ・実支出額と比して著しく低い補助金



**診療報酬を引き上げること
財政措置（補助金）を拡充すること**

■ 緊急包括支援交付金（医療分）

（現状）



（要請イメージ）



■ 緊急包括支援交付金（医療分）の対象

国の交付金の対象となる支援
新型コロナ患者専用の病院や病棟を設定する医療機関の病床確保等
患者と接する医療従事者等への慰労金の支給
新型コロナ疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策
医療機関等における感染拡大防止等の支援 等

対象となる事業の拡大

地域の実情に応じた 県内政令市の独自支援
陽性患者等の入院受入れ実績に応じた支援金
医療従事者の勤務環境向上等に係る支援金
実支出額が上限を超える分の支援金 等

課題

- ・迅速かつ柔軟な医療機関支援



**交付金等の直接交付
対象事業を拡大すること**

■ 公立・公的医療機関等が担うべき主な機能

- 高度急性期・急性期機能や不採算部門等の医療提供など
- 救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療提供
- 地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供 等

+

- ★ **新興・再興感染症への医療提供体制の中核機能、大規模自然災害等への対応**

これらの役割を踏まえ、**地域医療構想の具現化**にあたっては**慎重な議論**を行う必要がある

平時からの**体制強化への財政措置**が必要

多摩川における治水対策の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 令和元年東日本台風で浸水被害のあった多摩川と支川（平瀬川・三沢川）等との合流部や排水樋管の放流部における河道掘削を早急に実施すること。
- 2 「多摩川水系流域治水プロジェクト」に位置付けている、多摩川における浸水被害の最小化に向けた対策について、河道掘削や堤防機能強化等の治水対策を確実に実施すること。

■ 要請の背景

- 令和元年東日本台風では、多摩川の水位上昇に伴い、本市域では各支川との合流部や排水樋管周辺地域等で浸水被害が発生したため、被害軽減に向けた多摩川の治水対策の推進が不可欠です。
- 本市においては、被害の最小化に向けて、国の「多摩川水系流域治水プロジェクト」にも位置付けられている五反田川放水路の雨水貯留施設としての活用を開始しております。
- 多摩川と支川との合流部付近や排水樋管の放流部付近の河道内において、土砂堆積が見受けられるため、早急に土砂掘削などを行い、水位を低減する対策を行うことが不可欠と考えています。
- 平瀬川合流部の東久地橋付近の多摩川の堤防高や、JR 京浜東北線付近の堤防高は周囲の堤防高より低いことから、堤防機能強化等の治水対策が必要です。

■ 効果等

- 多摩川及び流域の治水安全度が向上します。
- 令和元年東日本台風と同規模の降雨に際しても、浸水被害を軽減できます。

土砂堆積の状況



堤防の状況



平瀬川との合流部（東久地橋付近）



JR 京浜東北線付近

浸水被害最小化に向けて、早急に対策を進めること

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2901
上下水道局下水道部下水道計画課 TEL 044-200-2886

羽田空港新飛行経路の運用に関する騒音・振動対策等の強化について

【国土交通省】

■ 要請事項

羽田空港の新飛行経路運用について、地元住民や研究機関等から騒音・振動による影響を危惧する意見があることを踏まえ、騒音・振動対策等の強化を図ること。

- 1 騒音影響の大きい機材のB滑走路運用の見直し等による騒音・振動軽減対策
- 2 防音工事助成制度の拡充
 - ・助成対象でない研究施設等について、専門家による科学的調査を行い、これに基づき防音・防振工事助成などの対策を講じること。
 - ・助成対象の住宅や学校、病院等については、新飛行経路の運用時間は限定されているものの、極めて大きな騒音値を計測しており、日常生活に影響を及ぼす実態を鑑み、更なる助成制度の拡充を図ること。
- 3 住宅地の騒音影響把握及び市民への情報提供のための騒音測定局の増設
- 4 コンビナートや住宅等の上空飛行における安全対策

■ 要請の背景

- 本市に騒音影響等があるB滑走路から西向きへ離陸する新飛行経路については、昨年3月29日から運用が開始され、国による騒音測定が行われていますが、殿町国際戦略拠点内に設置された国の測定局において、大型機の一部で90dBを上回る騒音が計測されました。
- 経路周辺の住民や殿町国際戦略拠点の研究機関等からは、騒音等の影響を危惧し、その実態の把握と対策を求める意見が寄せられており、大型機のB滑走路からの離陸運用の見直しなどを含め、騒音・振動対策の強化を要請します。
- また、落下物防止対策や、安全運航に必要な対応の強化について、国が責任を持って行うことを要請します。

■ 効果等

- 騒音・振動対策等の強化により、良好な生活環境が確保されるとともに、殿町国際戦略拠点において高度な研究活動を継続的に行うことなどが可能となります。

■新飛行経路における騒音測定

B滑走路西向き離陸
⇒南風運用(年間の約4割)
運用時間:15時～19時のうち3時間
1時間あたり20便程度



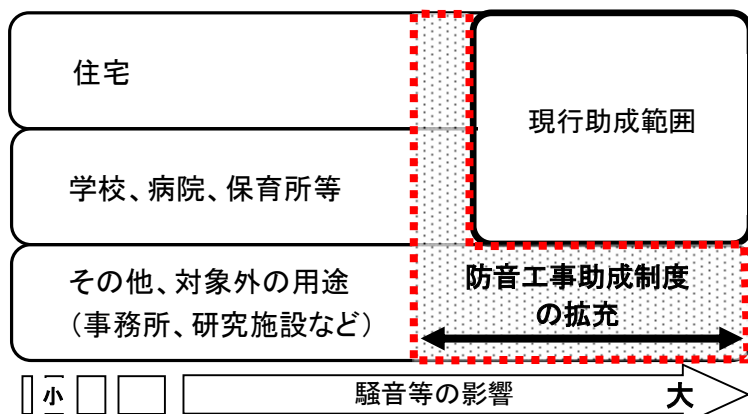
・東海道貨物支線の内陸側に住宅が多く立地
⇒住宅地側に騒音測定局を増設し、
騒音影響のきめ細かな把握及び情報提供を行うこと

■騒音測定局(国立医薬品食品衛生研究所)の測定結果(令和2年3月29日～10月31日)



・大型機による騒音影響
が大きい
⇒大型機の騒音軽減
対策を進めること

■「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(騒防法)による防音工事助成制度の拡充



・殿町国際戦略拠点の研究施設等
の対象外の用途や、基準を下回る
住宅等でも、騒音等の影響を懸念
⇒騒音・振動影響の調査や防音工
事助成制度の拡充が必要

殿町キングスカイフロントの国際戦略拠点形成とイノベーション・エコシステムの構築について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省】

■ 要請事項

- 1 殿町キングスカイフロントにおける国際戦略拠点の形成及び近隣都市との連携・協働によるイノベーション・エコシステムの構築に向け、継続的な研究活動や拠点マネジメント体制の強化、産学官共創によるスタートアップの創出・事業化支援に係る取組に対して適切な支援制度を構築し、財政支援を講じること。
- 2 ナノ医療イノベーションセンターにおける持続可能な開発目標（SDGs）に基づく未来のあるべき社会像の実現に向けた革新的な研究開発及び産学官共創システム構築等に対して必要な財政支援を講じること。
- 3 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の取組を進めるため、税制をはじめ、規制の特例、財政、金融上の支援措置を継続すること。
- 4 革新的医薬品等を実用化する研究開発型企業の国際競争力強化のため、保険適用にあたりイノベーションの成果が十分評価されるような制度の構築を行うとともに、予見可能性の向上を図ること。

■ 要請の背景

- 国際戦略拠点の形成は、日本の成長戦略を牽引し、我が国の国際的産業競争力強化に資するため、国の政策課題として各取組へ財政支援策を講じることが必要です。
- 世界が抱える少子高齢化等による社会的課題を解決するため「ナノ医療イノベーションセンター」での革新的研究開発・社会実装を一層加速させることが必要です。
- 令和3年度までとされている税制上の支援措置は、『京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区』の目標実現のため、令和4年度以降も必要です。
- 革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の早期実用化による研究開発型企業の成長と国際競争力強化、最先端の研究開発成果の社会還元のため、研究成果の革新性が薬価や保険点数等に十分反映される評価制度構築と予見可能性向上が必要です。

殿町国際戦略拠点キングスカイフロントにおける拠点形成の状況

- ライフサイエンス関連を中心とした70機関が進出。域内就業者は約5,000人（うちライフサイエンス分野の就業者は約1,400人（うち研究者は約600人））※令和2（2020）年3月末時点



- 多くの企業・機関が集積し、イノベーションが生まれる土壌が整いつつある



研究活動及びスタートアップの創出・事業化支援の取組を強力に推進するため、引き続き財政支援が必要

※終了を迎えるプログラム

地域イノベーション・エコシステム形成プログラム（H29～R3） → 令和3年度終了
COIプログラム（H25～R3） → 令和3年度終了

- 国際戦略総合特別区域に対する税制上の支援措置が令和3年度で終了



キングスカイフロントにおける更なる拠点形成の推進に向けて「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」における税制上の支援措置の継続が必要

- スタートアップが新たな医薬品・医療機器などを開発するには膨大な研究費の投入が必須



研究成果の革新性が十分反映されるような薬価や保険点数等の設定が必要

日本の成長戦略を牽引

我が国の国際的な産業競争力の強化

この要請文の担当課／臨海部国際戦略本部国際戦略推進部 TEL 044-200-3633

脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について

【経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 再生可能エネルギーや原子力、CCUS火力、水素・アンモニアなどの脱炭素電源、CO₂吸収源としての森林面積などは、地域によって期待可採量（ポテンシャル）が異なっていることから、これらについて、地域特性を踏まえた具体的な考え方や方向性を示すこと。
- 2 市町村による地方公共団体実行計画の円滑な策定に向けて、重要となる各種指標を早期に設定すること。
- 3 電力需給などエネルギーに関するデータは、取組を効果的に推進する上で、基礎となる重要な情報であるため、誰もが的確に把握できる仕組みを構築すること。

■ 要請の背景

- 市町村においては、地球温暖化対策推進基本法に基づき、各々地域特性に応じて、地方公共団体実行計画を策定しているため、個々の実行計画における削減量の総和と国の計画・方針に定める数値とが必ずしも一致していない状況にあります。
- 国や地方公共団体における温暖化対策の実効性を高めていくためには、再生可能エネルギーの種別ごとの地域内訳、原子力・CCUS火力・水素・アンモニアといった脱炭素電源の導入予定地域など、地域ごとの役割を明確にする必要があります。
- 本市は現在、地方公共団体実行計画に相当する「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」の改定作業を進めており、施策の実施に関する目標については、適切な指標（例：再生可能エネルギー設備の導入量等）を設定することが必要となります。
- 地域において、エネルギーに関する取組を効果的に進める上では、域内における再生可能エネルギー普及率をはじめ、事業所・家庭における電気使用量や再生可能エネルギーの発電量に係る情報の把握が重要となりますが、電力・ガスの自由化以降は営業秘密等の観点により、エネルギー供給事業者からの協力を得られにくい事例が生じていることから、地域単位でのオープンデータ化された情報の開示が必要となります。

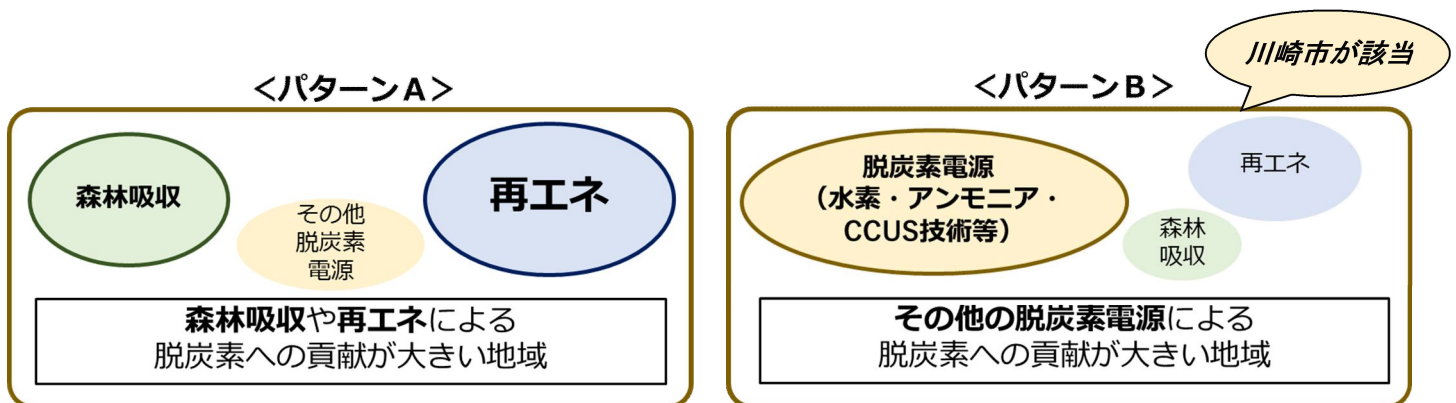
■ 国の示す日本全国の2050年における電源構成イメージ



2050年における国の電源構成イメージが示されたが、都市によっては必ずしもこのような電源構成とはならない！

■ 地域特性を踏まえた脱炭素化のパターン

再生可能エネルギーや原子力・CCUS火力・水素・アンモニア等の脱炭素電源、森林面積などに係る期待可採量（ポテンシャル）は地域によって様々な特性がある



川崎市は、首都圏における大規模なエネルギー供給拠点となっている。

⇒ 供給エネルギーのカーボンフリー化により、我が国の脱炭素化に大きく貢献する可能性がある



再生可能エネルギー、その他の脱炭素電源、森林面積などについて、

地域特性を踏まえた具体的な考え方や方向性を示すことが必要

水素社会の実現に向けた取組の推進について

【総務省・経済産業省・国土交通省・環境省】

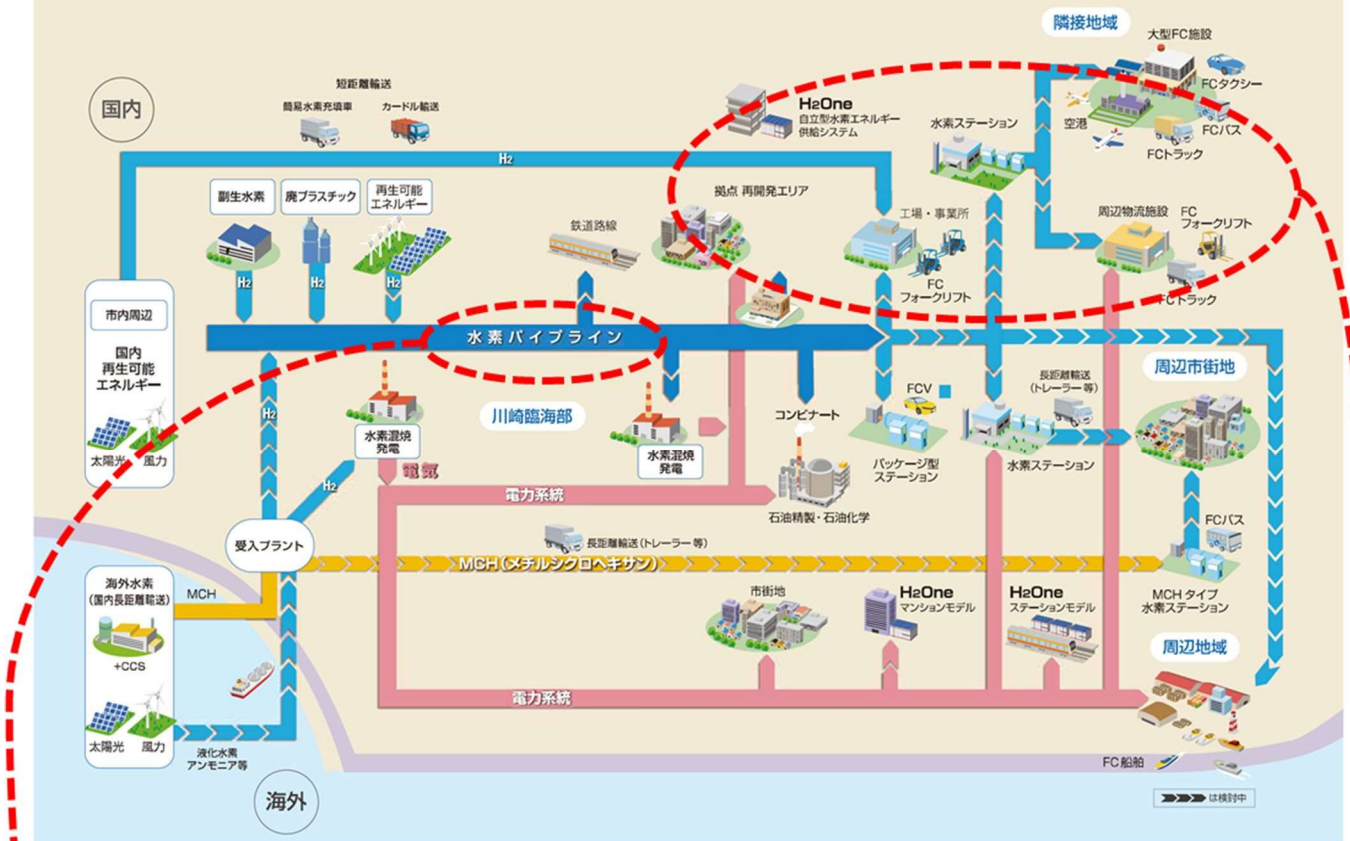
■ 要請事項

- 1 水素サプライチェーンの構築などに資する補助事業等について、強力な財政措置を講ずること。更に、省庁間・省庁内の支援制度の連携を図るほか、実証事業で整備した設備等を事業終了後も弾力的に活用できる制度を整えること。また、燃料電池等の設備導入後の運用費用やフォークリフト等の産業利用に対する支援を拡充すること。
- 2 海外事例等を踏まえ、水素の製造・貯蔵・運搬・消費等において確保すべき設備や離隔距離、貯蔵量上限等の規制改革・規制緩和を行うこと。特に、燃料電池フォークリフトにおける充填設備からの離隔距離等の緩和や公道走行に向けた基準整備、及び建築基準法による水素貯蔵量の上限緩和を早期に実現すること。
- 3 水素の効率的・安定的な供給に有効な水素パイプラインの新設や延伸の促進に向け、道路への埋設や橋梁への添架に関する設置基準等を早期に整備すること。
- 4 水素の環境価値を評価しやすい仕組みや制度を構築すること。また、仕組みや制度の構築にあたっては、誰もが活用しやすい制度とすること。

■ 要請の背景

- 2050年のカーボンニュートラル実現に向け、水素の利用拡大が従来より強く求められる中、本市は平成27年に「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」を策定、企業等と連携し、国の実証事業の活用等によるリーディングプロジェクトを推進しています。
- 水素の利用拡大には、水素の安価かつ安定的な供給体制の構築が不可欠であり、そのための実証事業等への財政措置や、実証事業終了後の設備等の活用が必要です。また水素は、関係分野が多岐にわたるため、省庁間・省庁内の連携強化が必要です。
- 水素の製造・貯蔵・消費・運搬等において、法令等の規制が水素の普及の障壁となっていることから、安全面を考慮しつつ積極的な規制改革・規制緩和が必要です。
- 水素パイプラインは、水素の効率的かつ安定的な供給に有効である一方、道路埋設や橋梁添架に関する基準が存在せず、新設や延伸において、道路占用許可等を円滑に受けることが困難であり、設置基準の整備が必要です。
- 水素利用の経済的自立に向け、CO₂削減効果等の環境価値の認証・評価制度など、既存のエネルギーインフラに対し競争優位性を確保できる仕組みや制度が必要です。

川崎水素ネットワークプロジェクト全体構想



【全体】 水素サプライチェーン(ネットワーク)構築に向けた継続的な支援が必要
水素の環境価値評価制度の構築が必要

【水素パイプライン】
パイプライン延伸・新設のためには
道路埋設等に関する設置基準が必要

【法規制】
FCフォークリフトや水素ステーション、定置型FCの
普及等のためには規制改革・規制緩和が必要

(参考) 「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づく8つのリーディングプロジェクト

1 水素サプライチェーン構築モデル AHEAD	2 水素BCPモデル TOSHIBA	3 鉄道駅におけるCO₂フリー水素活用モデル JR東日本	4 地域循環型水素地産地消モデル 環境省 SHOWA DENKO
5 燃料電池フォークリフト導入・グリーン水素活用モデル 環境省 TOYOTA Iwatani TOSHIBA TOYOTA ENERGY SOLUTIONS	6 パッケージ型水素ステーションモデル 三菱化工機株式会社	7 CO₂フリー水素充填・フォークリフト活用モデル 大陽日酸 The Gas Professionals	8 燃料電池鉄道車両実用化モデル JR東日本

この要請文の担当課／臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部 TEL 044-200-2095

